

県域を越えた周産期搬送体制の構築について（案） （神奈川県との試行）

1 目的

各都県内の周産期搬送は、それぞれの搬送ルールに基づいて既に行われているが、県域を越えた搬送については、ルールや搬送要請を行う窓口などの仕組みができておらず、平成22年10月に策定した「東京都周産期医療体制整備計画」においても今後検討していく課題として掲げられている。

これを踏まえ、都内において搬送先が決まらない場合の他県搬送、あるいは他県患者の都内への搬送を行うに当たっての搬送調整等に係るルールを構築していく必要がある。

そこで、都と人口移動が多く、県域を越えた周産期搬送件数が多い近隣3県（神奈川県・埼玉県・千葉県）のうち、神奈川県との間で広域搬送体制を構築・試行することにより、都県外搬送の円滑化、搬送時間の短縮及び医師の負担軽減を図る。

2 実施方法

「県域を越えた周産期搬送体制構築に向けた試行（案）」のとおり

3 検討経過

平成22年4月27日	県域を越えた周産期搬送にかかる担当者会
平成22年度中	神奈川県保健福祉局との打合せ（8・1月）
平成23年5月23日	〃
7月7日	平成23年度第1回東京都周産期搬送部会
8月5日	平成23年度神奈川県周産期医療協議会
9月21日	神奈川県保健福祉局との打合せ
10月13日	平成23年度第2回東京都周産期搬送部会

4 今後のスケジュール

平成23年11月下旬	平成23年度神奈川県周産期医療協議会
平成24年1月頃	神奈川県との試行の開始
8月頃	試行の検証
平成24年度中	神奈川県との搬送体制の本格実施 埼玉県・千葉県との間の搬送体制の検討

県域を越えた周産期搬送体制構築に向けた試行(案)

項目	試行の内容	
1 母体搬送の流れ	A 神奈川県→東京都への搬送	B 東京都→神奈川県への搬送
・対象	<p>・県域を越えて搬送可能であると医師が判断した、原則として22週以降の母体搬送(転院搬送)。</p> <p>・県域を越えた搬送は、自都県内で受入不可で、各ブロックの総合周産期センター(神奈川県においては基幹病院)に戻すが、総合でも受入不可の場合に限る。</p>	
母体救命事例の取り扱い	試行の対象外とする。	
一般通報(119番)の取り扱い	試行の対象外とする。	
新生児搬送の取り扱い	試行の対象外とする。	
・搬送調整者	東京都周産期搬送コーディネーターが調整。	窓口となる基幹病院の指示により県中央情報センターが調整。
・調整方法	<p>①神奈川県中央情報センターが都のコーディネーターにFAX及び電話により依頼。 ※FAX時に「依頼番号」を付番する。</p> <p>②神奈川県中央情報センターから送付される患者情報をもとに都内を調整。</p> <p>③搬送先決定後、都のコーディネーターから搬送先医療機関にFAXで患者情報を送付。</p>	<p>①東京都のコーディネーターから窓口となる基幹病院にFAX及び電話により依頼。 ※FAX時に「依頼番号」を付番する。</p> <p>②都コーディネーターから送付される患者情報をもとに県中央情報センターへ搬送調整依頼。</p> <p>③県中央情報センターにおいて県内を調整。</p> <p>④搬送先決定後、県中央情報センターから搬送先医療機関にFAXで患者情報を送付。</p>
依頼様式	「周産期救急受入医療機関紹介業務調査票」(神奈川県様式)	「搬送調整依頼書」(東京都様式)
詳細情報の取得方法	東京都のコーディネーターが各基幹病院に詳細情報を確認する。	窓口となる基幹病院が都コーディネーターに詳細情報を確認する。
調整時間	東京都のコーディネーターが基幹病院に、30分で経過報告し調整継続等の判断を仰ぐ。	神奈川県中央情報センターが東京都のコーディネーターに、30分で経過報告し調整継続等の判断を仰ぐ。
都県外搬送先の調整を中止する条件	長時間(60分程度)調整しても見つからない場合は原則依頼都県に戻すが、必要に応じて搬送調整を続けることは可とする。	
複数事例が生じたときの優先順位	原則、都の事例を優先する。 県からの依頼が複数あるときは、先着順により都に依頼する。	原則、県の事例を優先する。 都からの依頼が複数あるときは、都の判断で緊急性の高いものを優先して県に依頼する。
搬送先決定後の報告	<p>東京都のコーディネーター → 依頼元産科施設へ</p> <p>東京都のコーディネーター → 神奈川県中央情報センターへ</p> <p>神奈川県中央情報センター → 神奈川県の基幹病院へ</p>	<p>神奈川県中央情報センター → 依頼元産科施設へ</p> <p>神奈川県中央情報センター → 東京都のコーディネーターへ</p> <p>東京都のコーディネーター → 東京都の総合周産期センターへ</p>
・搬送方法	救急車またはドクターカー等。 ※東京都:救急車の場合は、東京消防庁指令室と要調整。	
・関連病院や県境地域間等、日常的に連携している施設への搬送受入依頼	現状どおり(個別対応) 例:神奈川県相模原市-東京都町田市	

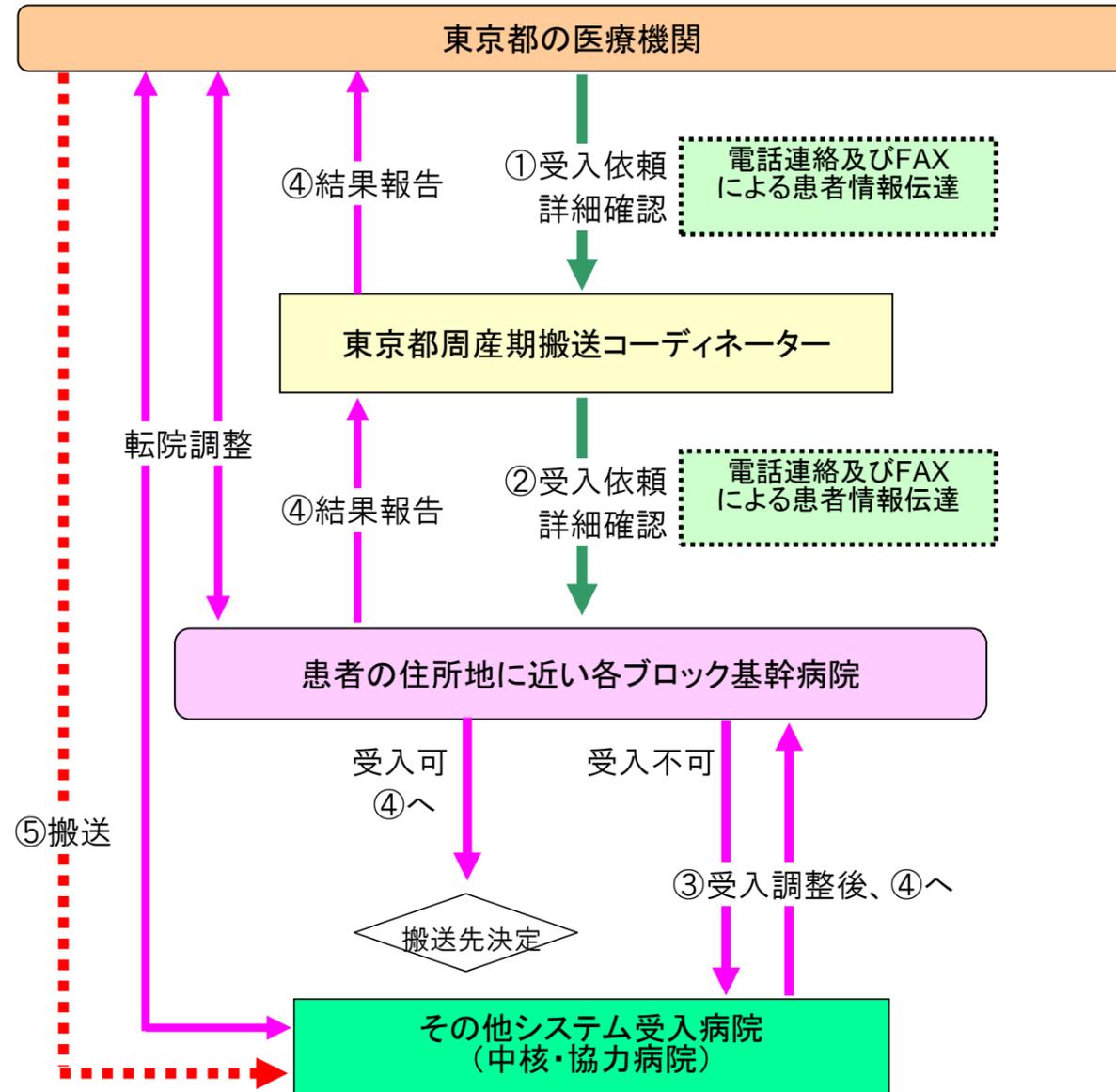
県域を越えた周産期搬送体制構築に向けた試行(案)

項目	試行の内容	
2 戻り搬送の流れ	A 東京都→神奈川県への戻り搬送	B 神奈川県→東京都への戻り搬送
対象	本試行により県外医療機関に救急搬送された後、急性期を過ぎ、県内医療機関へ転院が可能と医師が判断した場合の母体及び新生児搬送。	
搬送調整者	基幹病院(予定)	東京都周産期搬送コーディネーター
調整方法	①東京都の医療機関が東京都のコーディネーターにFAX及び電話により依頼。 ②東京都のコーディネーターから神奈川県の基幹病院にFAX及び電話により依頼。 ③基幹病院が神奈川県内を調整。	①神奈川県の医療機関が神奈川県の基幹病院にFAX及び電話により依頼。 ②神奈川県の基幹病院が東京都のコーディネーターにFAX及び電話により依頼。 ③都のコーディネーターが、東京都内を調整。
依頼様式	搬送元医療機関の様式。 ※本試行による救急搬送時に割り振られた「依頼番号」を記載する。	
調整時間	選定依頼時に個別に確認。調整時間を過ぎて搬送先未決定の場合は、再調整するか調整終了とするか搬送元に確認をする。	
搬送先決定後の報告	神奈川県の基幹病院 → 東京都のコーディネーター 東京都のコーディネーター → 依頼元医療機関へ	東京都のコーディネーター → 神奈川県の基幹病院へ 神奈川県の基幹病院 → 依頼元医療機関へ
搬送方法	ドクターカー、民間救急車等。 搬送手段や医師等の添乗については、搬送元医療機関と搬送先医療機関の間で調整。	
関連病院や県境地域間等、日常的に連携している施設への搬送受入依頼	現状どおり(個別対応) 例:神奈川県相模原市ー東京都町田市	
3 その他		
患者情報の共有	FAX及び電話で伝達	
空床情報の共有	周産期救急情報システムの相互閲覧は実施しない	
協定等の締結	モデル試行についても協定等を締結	
試行期間	開始から6ヶ月間	
検証体制	周産期搬送部会等において検証	

戻り搬送の流れ（イメージ図）

A 東京都から神奈川県への戻り搬送の仕組み

母体・新生児の戻り搬送



B 神奈川県から東京都への戻り搬送の仕組み

母体・新生児の戻り搬送

